

第2 都内の各基地の状況

都内米軍基地

横田飛行場



大和田通信所



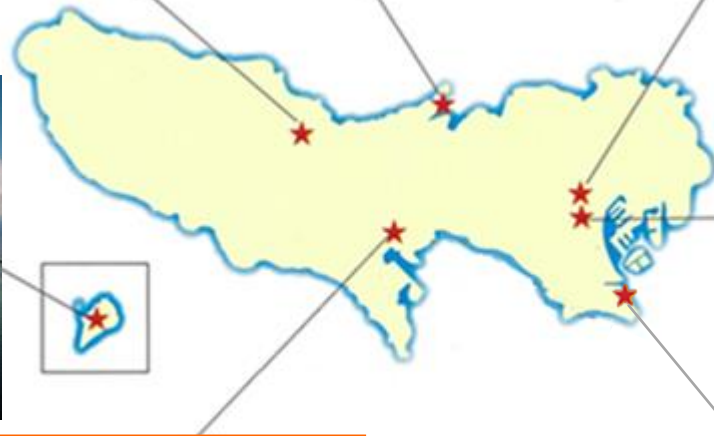
赤坂プレス・センター



硫黄島通信所



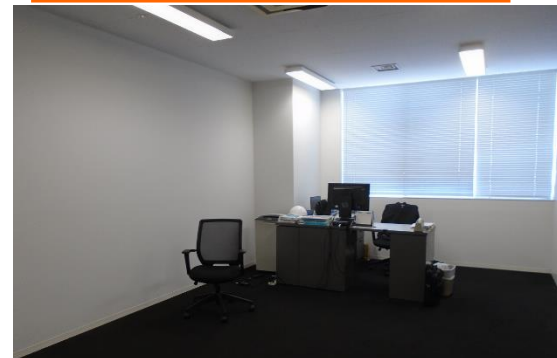
ニューサンノー米軍センター



多摩サービス補助施設



羽田郵便管理事務所



I 都内米軍基地の概況

昭和 20 年、第 2 次世界大戦の終結により、旧日本軍の基地や施設は、連合国軍（米軍）に順次接収された。昭和 27 年、前年に調印された平和条約と日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧安保条約）の発効に伴い、接収された基地や施設は米軍への提供施設・区域すなわち在日米軍基地となり、引き続き米軍が使用することとなった。

昭和 27 年当時、都内にあった米軍基地は、208 か所に上ったが、都や区市町村、地元住民の

多年にわたる取組を経て、順次、米軍基地の整理・縮小・返還がなされた。

現在、都には、在日米軍司令部が置かれている横田飛行場（横田基地）をはじめとして、7 か所、総面積 1,600ha の米軍施設及び区域が存在する。都内の米軍専用施設の面積は 1,318ha であり、沖縄県、青森県、神奈川県に次ぎ、全国第 4 位*である。

* 昭和 45 年以降返還された基地の概要及び跡地の利用状況については、資料 6 及び 7 を参照

* 全国に所在する在日米軍施設及び区域については、資料 1～4 を参照

都内の在日米軍基地

令和 8 年 1 月 1 日現在

施設名（所在）	施設番号	管理部隊	用 途	共同使用
赤坂プレス・センター （港区）	FAC3004	米陸軍 基地管理本部	事務所 （事務所、宿舎、 ヘリポート）	東京都
横田飛行場 （福生市ほか）	FAC3013	米空軍 第374空輸航空団	飛行場 （滑走路、住宅、 学校、事務所等）	自衛隊 瑞穂町 西武鉄道(株) 福生市
多摩サービス補助施設 （稲城市ほか）	FAC3019	米空軍 第374空輸航空団	レクリエーション施設 （ゴルフ場、キャンプ場等）	東京都 JR東日本(株)
大和田通信所 （清瀬市ほか）	FAC3056	米空軍 第374空輸航空団	通信 （通信施設）	清瀬市 新座市 東京電力パワーグリ ッド(株) NTT東日本(株) (株)NTTドコモ
硫黄島通信所 （小笠原村）	FAC3181	米海軍 厚木航空施設	通信 （訓練施設）	自衛隊 国立研究開発法人防 災科学技術研究所
ニューサンノー 米軍センター （港区）	FAC3185	米海軍 横須賀基地	その他（宿泊施設）	港区
羽田郵便管理事務所 （大田区）	FAC3191	米空軍 第374空輸航空団	事務所	—

II 赤坂プレス・センター(Akasaka Press Center)

(令和8.1.1現在)

所在地		港区
土地面積		26,938㎡（国有）
施設内容	施設番号	FAC3004
	管理部隊	在日米陸軍基地管理本部
	使用部隊	星条旗新聞社ほか
	用途	事務所(事務所、宿舎、ヘリポート)
共同使用		東京都

1 基地の沿革

当施設は、明治 22 年に旧陸軍第一師団歩兵第三連隊の駐屯地として設置され、昭和 20 年 9 月、米軍に接收された。

昭和 58 年 5 月、日米合同委員会において、ヘリポート部分を通過する東京都市計画道路幹線街路環状第 3 号線（以下「環状三号線」という。）の道路用地約 3,900 ㎡（うち約 400 ㎡は工事期間のみ）の共同使用と、その代替措置として、臨時ヘリポート用地約 4,300 ㎡が追加提供されることが合意され、昭和 59 年 12 月、臨時ヘリポートが完成した。

同ヘリポートは、平成 5 年 6 月、日米合同委員会合意に基づき、平成 12 年 5 月まで陸上自衛隊により共同使用されていた。

平成 19 年 4 月、日米合同委員会において、上記臨時ヘリポート用地の代替地に当たる一部土地約 4,700 ㎡の返還が合意され、平成 23 年 7 月に米側から日本に返還された。

現在、当施設は、ヘリポート、星条旗新聞社、宿舎等として使用されている。

令和 7 年 3 月、防衛省は、「在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について」を公表し、自衛隊と米軍の運用面での協力をより一層強化するため、在日米軍に、新たに、JJOC（自衛隊の統合作戦司令部）と米軍の連携

を専門に扱う部署を設置し、新設された当該部署の人員は、赤坂プレス・センターのサテライト・オフィスを拠点とし、日常的に防衛省・自衛隊等のカウンターパートと連絡・調整を行っている。

2 基地をめぐる動き

昭和 38 年 3 月、国は、国有財産関東地方審議会の答申を得て、米軍基地として提供された施設・区域を含む国有地を森林公園として決定した。その一部は、既に都立青山公園として開園されている。

昭和 58 年 5 月の日米合同委員会合意に基づき、8 月、都は、東京防衛施設局（現北関東防衛局）、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結し、環状三号線の工事期間中の臨時ヘリポート整備と、工事完了後、元のヘリポートを原状回復することとした。

平成 5 年 3 月、環状三号線工事が完了し、供用開始されたが、米軍の臨時ヘリポート継続使用の意向が東京防衛施設局を通じて口頭で伝えられた。都は、ヘリポートの原状回復工事が三者協定のとおりに実施できるよう、東京防衛施設局を通じ米側に再三働きかけを行っていた。平成 8 年 9 月には、都知事を相手取り、知事が米

軍及び国に対し当施設の返還請求措置を執らないことの違法性の確認を求める住民訴訟が提起されたが、平成 10 年 7 月に東京地方裁判所の判決が言い渡され、訴えは却下された。

その後、都、東京防衛施設局及び在日米陸軍の三者において、臨時ヘリポート用地の面積を上回る代替地（約 4,700 m²）の返還、緊急時及び災害時における傷病者や救援物資等の搬送を可能とするためヘリポートを都が使用することで、臨時ヘリポート問題の解決を図ることを確認し、その旨を平成 19 年 1 月に公表した。平成 19 年 4 月には、日米合同委員会において上記代替地に当たる一部土地の返還が合意され、平成 23 年 7 月に実施された。

また、平成 19 年 4 月、都と在日米陸軍は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入」に関する日米合同委員会合意（資料 30）に基づき、緊急時におけるヘリポートの共同使用に関する協定を締結した。この協定に基づく運用が平成 20 年 4 月から開始され、都は同ヘリポートを、救急患者を島しょ地域から都心の医療機関に搬送するための中継拠点として使用している。

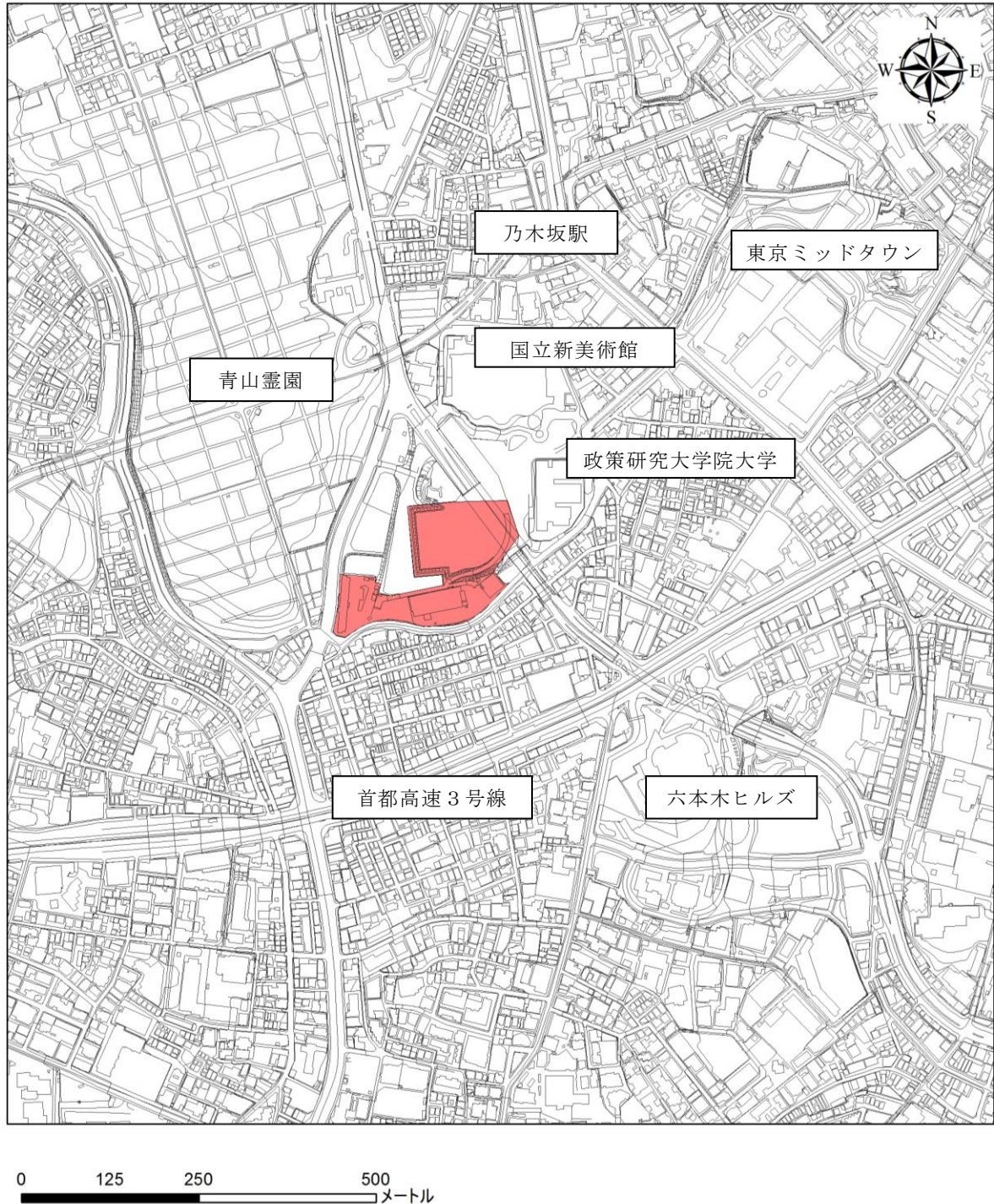
災害対策においては、平成 13 年 9 月、東京都総合防災訓練の会場の一つとして、当施設のヘリポートを初めて使用し、模擬負傷者を近隣の医療機関へ搬送する訓練を行った。当施設は、平成 16 年以降、防災訓練において継続的に使用されており、従来の負傷者搬送訓練に加え、緊急物資を搬送する訓練も実施されている。

平成 20 年 11 月、都と在日米陸軍は、「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入り」に関する日米合同委員会合意（資料 31）に基づく災害準備及び災害時におけるヘリポートへ

の立入りに関する協定を全国で初めて締結し、平成 21 年度及び平成 25～26 年度には、この協定に基づく訓練を実施している。

なお、上記の緊急時や災害時の使用は、返還までの対策であり、都は、平成 17 年 6 月以降、国への提案要求を通じ、当施設を直ちに返還するよう要請し、継続して即時返還を働きかけている。

赤坂プレス・センター位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

明 22. 1	旧陸軍第一師団歩兵第三駐屯地連隊設置
昭 18	近衛歩兵第七連隊駐屯
20. 9. 22	米軍が接收
33. 12. 8	基地の一部(91,848㎡)返還
36. 3. 11	東京都市計画道路幹線街路環状第3号線の都市計画変更告示
38. 3. 29	東京都市計画公園第12号青山公園の都市計画変更告示
42. 8. 8	都は、東京防衛施設局に環状三号線の工事施行に関して、共同使用(トンネル構造案)を申請
43. 12. 23	第9回日米安全保障協議委員会において、ヘリポート及びサービスステーションの移転について検討することを合意
45. 12. 11	東京防衛施設局は、都の意向に沿って米側と交渉することについて、都に意見照会
47. 2. 23	都は、東京防衛施設局にヘリポートの移転、環状三号線は開渠とする等の処理方針を回答
48. 6. 1	米側は、日本側提案に対し、ヘリポートを継続して使用する旨回答
54. 10. 8	都は、昭和48年6月25日付意見照会について、その後米側の条件に変更があるか、再確認を東京防衛施設局に照会
55. 6. 2	都は、東京防衛施設局に対し、道路予定地の返還について再要請
6. 9	米側は、施設特別委員会へ道路予定地返還にかえて共同使用について提案
6. 24	東京防衛施設局は、道路予定部分の共同使用について都に意見照会
9. 16	防衛施設庁は、施設特別委員会へ道路予定地の返還について提案
57. 2. 16	都は、東京防衛施設局に対し、道路予定部分約3,470㎡の共同使用について回答
58. 5. 19	日米合同委員会において、米軍施設と環状三号線との共同使用について合意 (共同使用約3,900㎡及び工事期間中の臨時ヘリポート用地として土地約4,300㎡追加提供)
8. 12	都は、東京防衛施設局、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結
59. 12. 5	臨時ヘリポート完成
平 2. 7	基地内トンネル(六本木トンネル)工事着手
5. 3. 29	環状三号線・六本木地区供用開始
4. 23	都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう米軍との調整方を文書で申入れ
6. 3	日米合同委員会において、陸上自衛隊によるヘリポートの共同使用について合意
6. 2. 10	都は、東京防衛施設局に対し、三者協定に基づく原状回復を要請
7. 5. 23	都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう、米側との調整方を要請
8. 2. 7	都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう再度文書で要請
9. 6	知事が返還請求措置を執らないことの違法性に関する訴訟(住民訴訟による違法確認請求事件)提起
10. 3. 10	都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう再度文書で要請
7. 31	「住民訴訟による違法確認請求事件」都側の全面勝訴
10. 5	都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請
11. 6. 21	都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請
13. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
16. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
17. 6. 22	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 11	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
18. 2. 2	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポートに関する要請書を提出
6. 20	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請

第2 都内の各基地の状況

8. 29	港区長は、都に対し、東京都総合防災訓練の実施に伴う米軍ヘリポート基地使用に係る申入れを実施
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 6	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
19. 1. 12	都、東京防衛施設局及び在日米陸軍との三者間で、臨時ヘリポートの原状回復問題の解決に向けた確認事項を発表
1. 24	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
4. 23	日米合同委員会において、一部土地の返還合意
4. 23	都と在日米陸軍は、緊急時使用に係る協定を締結
6. 22	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
8. 30	港区長は、都に対し、平成19年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 9	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
12. 18	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
20. 3. 24	港区総合経営部長は、都に対し、緊急時使用に関する申入れを実施
4	都は、赤坂プレス・センターを使用した救急患者搬送を開始
7. 31	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 28	港区長は、都に対し、平成20年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
8. 31	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 10	都と在日米陸軍は、日米合同委員会合意に基づく災害時基地立入に係る協定を締結（全国初）
21. 8. 25	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 30	港区長は、都に対し、平成21年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
22. 2. 3	都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用
2. 8	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
23. 2. 1	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
3. 15	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
7. 29	日米合同委員会合意に基づき、米側が日本へ一部土地（約 4,700 m ² ）を返還
24. 2. 14	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
25. 2. 6	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
11. 23	都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用
26. 1. 31	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
2. 13	港区長及び港区議会議長は、米国大使館及び都に対し米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 30	都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用
27. 2. 12	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 26	港区長は、都に対し平成 27 年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
10. 9	港区議会は、都に対し米軍ヘリポート基地に関する意見書を提出
28. 2. 12	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
29. 2. 8	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
30. 2. 8	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
31. 2. 6	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
令 2. 2. 6	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
3. 2. 4	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
4. 2. 8	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
5. 2. 7	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
6. 2. 5	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
7. 2. 4	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出

7. 3. 31	防衛省が「在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について」を公表、在日米軍に、新たに、JJOC（統合作戦司令部）と米軍の連携を専門に扱う部署を設置、サテライト・オフィスを赤坂プレス・センターに設置
8. 2. 4	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出

Ⅲ 横田飛行場 (Yokota Air Base)

(令和8.1.1現在)

所在地		立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 (埼玉県狭山市)
土地面積		東京都分 7,136,404㎡ (民有27,167㎡、公有 33,820㎡、 国有 7,075,418㎡) 全区域 7,139,452㎡ (民有27,167㎡、公有 33,820㎡、 国有 7,078,466㎡)
施設内容	施設番号	FAC3013
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	在日米軍司令部 第5空軍司令部 第374空輸航空団ほか
	用途	飛行場 (滑走路 3,350m×60m、住宅、学校、事務所ほか)
	常駐機 (資料48)	C-130 ハーキュリーズ (輸送機)、C-12 ヒューロン (人員輸送機) CV-22オスプレイ
	共同使用	自衛隊、瑞穂町、西武鉄道(株)、福生市

※土地面積は四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

1 基地の沿革

当施設は、昭和15年に旧陸軍立川飛行場の付属施設陸軍多摩飛行場として設置され、昭和17年には陸軍航空審査部が置かれ、陸軍の新鋭機や試作機のテスト飛行が行われていたが、昭和20年9月、米軍に接収された。昭和20年10月、民有地を接収して滑走路を延長し、当時の北多摩郡村山町(現武蔵村山市)の地名を取って「横田飛行場」とされ、基地の規模は、面積が4,460,000㎡、滑走路が1,300mであった。

朝鮮戦争(昭和25年6月～昭和28年7月)により、極東空軍爆撃司令部の連隊が駐留し、当施設は、B-29爆撃機や戦闘機が配置されるなど国連軍の主要な基地となった。この頃から、軍用機のジェット化、大型化が進み、基地は大幅に拡張され、昭和35年には3,350mの滑走路を完備し、現在と同規模の飛行場となった。

昭和46年、戦闘機部隊は沖縄へ移駐し、この頃から、横田飛行場は中継輸送基地として兵站基地の性格が強くなり、ベトナム戦争の激化

(昭和47年4月北爆再開)に伴い中継輸送基地としての重要性を増した。昭和47年6月には、ミドルマーカー(中間電波誘導信号所)が設置され、C-5ギャラクシー等による輸送活動が活発に行われ、航空機による騒音等の問題が深刻化した。このような中で、昭和40年から昭和49年にかけて、基地南側の昭島市住民約570世帯の集団移転が行われた。

昭和48年1月、日米安全保障協議委員会において、関東平野にある米空軍施設を横田飛行場に整理統合する計画、いわゆる「関東計画」が合意された(資料18)。昭和49年11月には、在日陸海空三軍の調整等を主任務とする在日米軍司令部及び日本・韓国の米空軍を統括する第5空軍司令部が府中空軍施設(後の府中通信施設)から当施設に移転した。

昭和50年9月、C-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が移駐し、減少していた航空機の離着陸が再び増加した。また、昭和

58 年 1 月には、米空母ミッドウェー艦載機の訓練が実施され、以来、横須賀基地を母港とする空母艦載機の着陸訓練が平成 12 年度まで年数回実施されていた。

平成元年、フィリピンのクラーク基地から 5 部隊が移駐した。また、これとは別に、米軍は、太平洋地域における C-130 部隊の整理統合を行うため、クラーク基地に置かれていた第 21 戦術空輸中隊を横田飛行場に移駐させ、それ以前から横田飛行場にあった第 316 戦術空輸群と合体して第 374 戦術空輸航空団を編成した。さらに平成 4 年 4 月、第 475 航空団と第 374 戦術空輸団が合併し、第 374 空輸航空団に再編成され、横田基地の管理部隊として活動を開始した。

平成 13 年 3 月には、滑走路の改修工事が行われ、10 月からは、滑走路の北側半分と南側半분을交互に閉鎖して工事を実施し、平成 14 年 6 月末に終了した。

平成 15 年 9 月には、常駐機である C-9 ナイチンゲールが退役となった。それに伴い、C-9 が所属していた横田基地の第 374 運用群・第 374 航空医療搬送中隊は解散し、新たに航空医療任務を支援するため嘉手納基地に第 18 航空医療搬送中隊が設置された。退役した C-9 の代替機の配属、嘉手納基地の所属航空機数の変更はなく、航空医療支援任務は、KC-135 空中給油／輸送航空機（嘉手納基地所属）が引き継ぐこととなった。

平成 19 年 1 月には、第 13 空軍第 1 分遣隊が設置され、同年 6 月には第 459 空輸中隊所属の C-21 リアジェット 4 機が退役し、新たに C-12 ヒューロン 3 機が配備された。

平成 19 年 11 月には、国連軍後方司令部がキャンプ座間から移転した。

また、平成 20 年 6 月には、第 515 航空機動運

用群が発足した。

平成 24 年には太平洋空軍の有事の指揮系統再編に伴い、第 13 空軍が廃止され、横田基地に駐留している第 13 空軍第 1 分遣隊が第 5 空軍に吸収されることとなった。

平成 29 年以降、米空軍の無人偵察機グローバルホークが計 6 回（平成 29 年 5 機、令和元年 4 機、令和 2 年と 3 年は各 6 機、令和 4 年は 2 機、令和 5 年は 3 機）、横田飛行場に一時展開された。なお、令和 5 年に展開した 3 機は、横田飛行場への展開はまだ終了していない。

令和 6 年 12 月、横田飛行場に在日米宇宙軍が新編された（資料 29）。

令和 7 年 9 月には、常駐機である UH-1N ヒューイが退役となった。UH-1N の代替計画はなく、今後は地上輸送を含む代替輸送手段を活用することとなった。

2 基地をめぐる動き

昭和 47 年 9 月、都は、基地内の都有地（水道用地）の明渡しを求める訴訟を提起したが、昭和 54 年 10 月、基地を取り巻く情勢を勘案して訴訟を取り下げた。また、昭和 48 年の関東計画に対し、都及び周辺の市町は、横田基地の機能強化と恒久使用をもたらすものであるとして、これに反対して国に抗議した。

昭和 51 年 4 月、横田基地周辺住民は、国に対し、米軍機の夜間飛行の禁止等を求める騒音公害訴訟を提起し、その後も断続的に提訴している（詳細は p. 50～52 を参照）。

平成 3 年 7 月、都は、都市計画局長名で、横田飛行場と多摩サービス補助施設について、住民生活への影響が大きいとともに多摩のまちづくりを進める上で重要な空間であることを理由に、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を

要請した。

平成8年11月、横田基地に起因する問題の解決を図るため、都と横田基地周辺の立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町の5市1町による「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が発足した。以来、協議会として、国及び米軍に対し、基地問題の解決に向けた総合要請や横田基地に起因する諸問題に対する個別の要請を随時行っている（資料111～116）。

平成9年6月には、それまでキャンプ・ハンセン（沖縄県）で実施されていた県道104号線越え実弾射撃訓練が北富士演習場を含む国内の演習場で分散実施されたことに伴い、米海兵隊130名が民間航空機で横田基地へ飛来した。

「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、海兵隊員等の輸送に際して、周辺住民に対する安全対策に万全を期すよう、同協議会として要請を行った。

平成13年から平成29年までの間、毎年、都総合防災訓練の会場の一つとして横田基地を使用し、物資・人員などの広域輸送訓練を実施した。また、平成18年以降、米軍が同訓練に参加している。

3 航空自衛隊航空総隊司令部の移駐

「再編実施のための日米のロードマップ」（資料23）に基づき、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、平成24年3月に府中基地から横田飛行場へ移転し、運用を開始した。

現在、航空総隊司令部及び関連部隊として、航空総隊司令部、航空戦術教導隊司令部、作戦情報隊、作戦システム運用隊、横田気象隊、横田地方警務隊の6つの部隊がある。

また、移転に合わせ、日米司令部組織間が日

本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすための共同統合運用調整所を設置し運用を開始した。

4 CV-22 オスプレイの配備

平成27年5月11日、米国政府から日本政府に対し、平成29年後半から空軍仕様のCV-22 オスプレイを横田基地に配備する旨の接受国通報があり、翌12日に米側が最初の3機を平成29年後半に配備し、平成33年（2021年）までに計10機を配備する予定であることを公表した。

都は、翌13日、国に対し、CV-22 オスプレイの配備については、国の責任において地元自治体や周辺住民に対して十分な説明責任を果たすとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけるよう要請を行った。

平成27年10月15日、国は、米側が作成した「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表した。

その後、平成29年3月14日に、米国政府から、CV-22 オスプレイの横田基地配備について、2020年米会計年度（2019年10月～2020年9月）へ配備予定を延期するとの発表があった。

さらに、平成30年4月3日、米国は、平成29年に発表したスケジュールを変更し、平成30年夏頃に、CV-22 オスプレイ5機を横田飛行場に配備すると公表した。また、今後数年間で段階的に計10機のCV-22 オスプレイと約450人の人員を配備するとした（資料33、34、37及び40）。

これに基づき、平成30年10月1日、CV-22 オスプレイ5機が横田飛行場に配備され、令和3年7月6日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして1機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は同年7月

20日に公表した。また、国は、令和7年10月28日、米側より、令和7年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和5年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のCV-22 オスプレイ1機の代わりとして配備された、残りの4機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計10機のCV-22 オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどとの説明があった、と公表した（資料42及び44）。

また、令和元年7月1日、運用部隊が、第21特殊作戦中隊及び第753特殊作戦航空機整備中隊に変更され、令和6年6月、「第753特殊作戦航空機整備中隊」は「第21特殊作戦航空機整備中隊」へ名称が変更された。

都は、CV-22 オスプレイの配備計画発表以降、国及び米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供、安全対策の徹底、生活環境への配慮などについて、複数回にわたって要請を行った（資料35、36、38、41、43及び45）。これに対し、米国は、CV-22 オスプレイの飛行運用に際しては、MV-22 オスプレイに関する日米合同委員会合意を含む既存の全ての日米合意を遵守する旨、明言している（資料32）。

5 横田基地の軍民共用化への取組

空港法では、自衛隊や米軍が管理する飛行場で公共の用に供するものとして政令で定めるものを「共用空港」と規定しており、現在、民間航空が米軍機と共用している共用空港は三沢飛行場（青森県）、岩国飛行場（山口県）がある。

横田基地における民間航空利用の実現に向けて、都は、国提案など取組を進めている。

* 横田基地の軍民共用化については、p. 74を参照

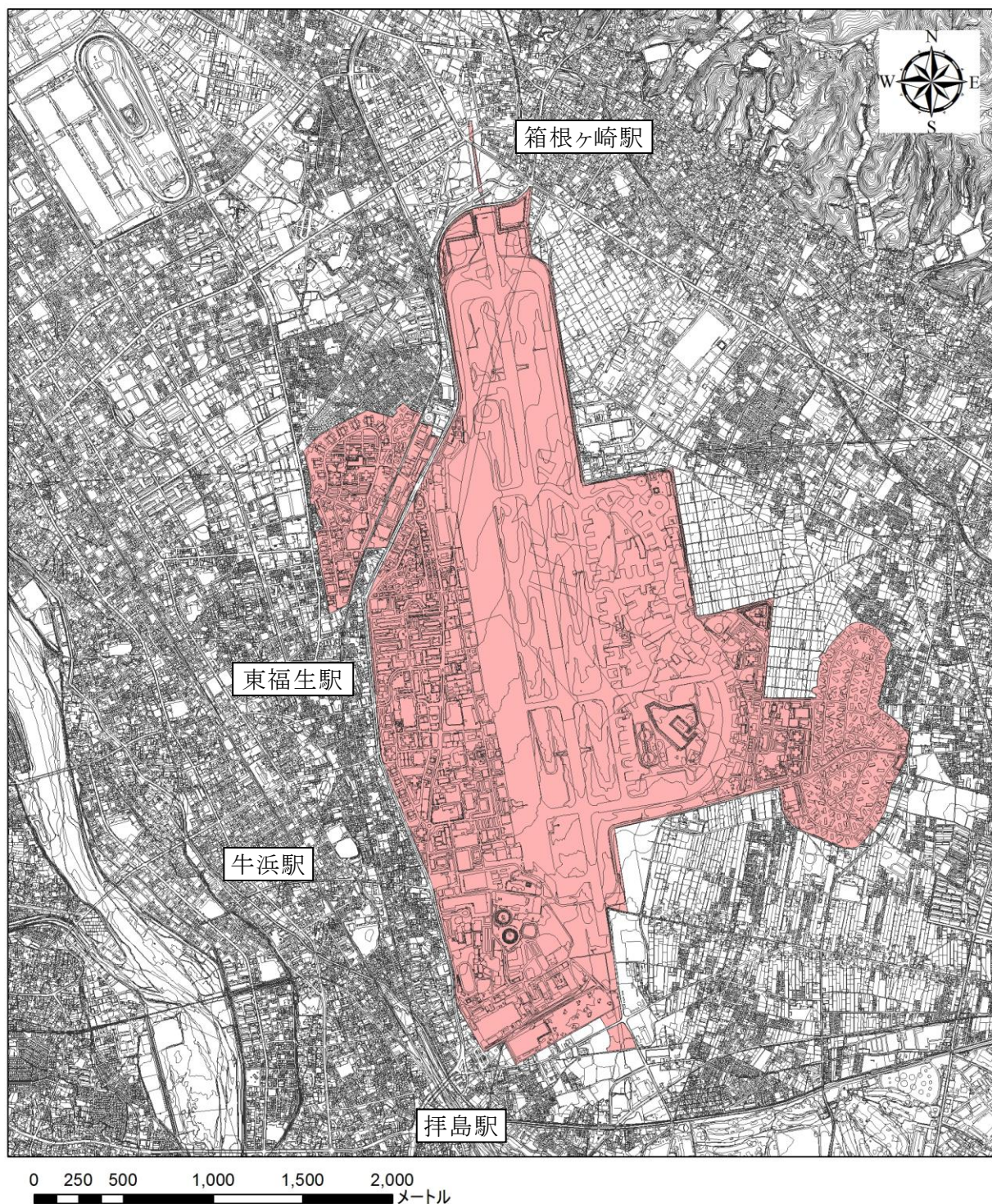
6 横田空域及び管制業務の返還

東京の西の空には、在日米軍が管理する「横田空域」が一都九県にまたがる広大なエリアに広がっている。

都は、かねてより、同空域及び管制業務の返還を国に働きかけており、平成20年9月には一部返還が実現し、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったほか、平成31年1月に羽田の新飛行経路運用のため横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和2年より正式運用が開始されたが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。今後とも、横田空域及び管制業務の早期全面返還の実現と、同空域の活用による首都圏空域の効率的な運用を図るよう、国に働きかけていく。

* 横田空域の返還については、p. 75～76を参照

横田飛行場位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1 : 2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭15	旧陸軍飛行場第5連隊（立川）付属多摩飛行場として設置
20. 9. 6	米軍が接収
25. 6	朝鮮戦争勃発（～28年7月）、この時期から、軍用機のジェット化に伴い、滑走路が拡張される
35	滑走路が延長され、オーバーランを含め現在の規模となる
36. 2	昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が「横田基地爆音対策協議会」を結成
38. 12	横田基地爆音対策協議会及び保谷町議会は、米軍のF 105 戦闘機の横田移駐反対を決議し、都に要望書を提出
39. 4. 17	日米合同委員会において、横田飛行場における航空機騒音の軽減措置について合意
42. 10. 20	都は、F-4ファントム機配備反対に関する要望書を国に提出
46. 8. 19	日米合同委員会において、グラントハイツ及び武蔵野住宅地区の施設を基地東側弾薬庫跡地へ移転することに合意
47. 8. 5	都は、国に対し、基地内都有地の使用を不許可とし、明渡しを請求
9. 22	都は、国を相手として東京地裁に基地内都有地の明渡し請求を提訴 国は、都に対し、都有地使用不許可処分について審査請求
48. 10	米空母ミッドウェーが横須賀を事実上の母港化
48. 1. 23	第14回日米安全保障協議委員会において、関東計画に基づき空軍施設を横田飛行場に集約することに合意
49. 3	昭和40年から始まった、滑走路南側の昭島市堀向地区住民570世帯の移転が完了
11. 7	在日米軍司令部及び第5空軍司令部が府中空軍施設から移転
50. 3. 10	政府は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、横田基地を特定防衛施設に指定
7. 19	立川・横田基地対策協議会は、第345戦術空輸部隊の移駐中止を決議
9	C-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が沖縄から移駐
51. 4. 28	住民は、国を相手に夜間飛行の差止め及び損害賠償請求を東京地裁八王子支部に提訴（第1次公害訴訟）
52. 11. 17	第2次公害訴訟提訴
53. 5. 13	国は、都知事の都有地使用不許可処分審査請求裁決不作為違法確認の訴えを東京地裁に提起
54. 2. 19	東京地裁は、「裁決不作為は違法」と判決
2. 23	日米合同委員会において、国道16号線拡幅用地として基地の一部返還合意
4. 27	上記の代替として、国有地約3.2ha（住宅施設建設用地）を追加提供
9. 13	法務省入国管理事務所から庁舎新設用地として約750㎡の返還申請があり、昭和55年9月16日米側が条件付きで返還に同意
10. 8	基地内都有地明渡し訴訟取下げ
55. 8. 29	熊川交差点拡幅用地として南側アプローチ用地約740㎡を返還
56. 7. 13	第1次・第2次公害訴訟第一審判決（損害賠償認容、夜間飛行差止め却下）
8. 13	法務省入国管理事務所の建物用地約750㎡を返還
57. 7. 21	第1次・第2次訴訟団の家族605名からなる第3次公害訴訟提訴
58. 1. 5	米海軍空母艦載機の飛行訓練が始まる
10. 8	都市計画局長と環境保全局長連名で、関係政府機関に空母艦載機の飛行訓練について、住民への配慮を要請
60. 9. 10	国道16号線の拡幅用地約39,000㎡を返還
62. 7. 15	第1・第2次公害訴訟控訴審判決（損害賠償額積み増し、夜間飛行差止め却下）
63. 9. 20	進入灯保安用地として国有地約230㎡の追加提供が閣議決定

平成. 3. 15	第3次公害訴訟判決（損害賠償認容、夜間飛行差止め却下）
12	太平洋地域におけるC-130部隊を整理統合し、第374戦術空輸航空団を編成
3. 7. 3	都知事は、米軍当局と政府関係機関に対し、空母艦載機の飛行訓練中止を要請
7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て横田飛行場と多摩サービス補助施設の早期返還への尽力を要請
7. 10	昭島市長は、知事宛て横田基地の民間空港化及び共同使用化に反対する要請書提出
9. 11	空母インディペンデンスが、空母ミッドウェーに代わり米海軍横須賀基地に配備
12	2区8市の議会から知事宛て横田基地等の返還を求める意見書提出
4. 4	第374空輸航空団が再編され、基地の管理部隊として活動開始
5. 10. 25	横田基地内において貯油タンク内の航空機燃料が漏出したことが判明
11. 18	日米合同委員会において、横田飛行場における夜10時から朝6時までの飛行制限合意
6. 3. 31	第3次公害訴訟東京高裁判決（原告、被告ともに上告せず確定）
12. 12	第4次公害訴訟提訴
8. 4. 10	住民は、国及び米国政府を相手とした新横田基地公害訴訟1次提訴
5. 27	都知事は、横田基地周辺等を視察し、あわせて横田基地周辺市町長と会談
11. 11	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（5市1町協議会）発足
9. 2. 12	住民は、新横田基地公害訴訟2次提訴
2. 17	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、横田基地対策に関して要請（総合要請）、（平成8年度横田基地対策に関する要望書）
10. 29	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、平成9年度総合要請実施。以降、毎年度同時期に実施
10. 3. 27	都議会は、「横田基地及び厚木基地周辺の総合的な航空機騒音防止対策の推進に関する意見書」を国に提出
4. 20	住民は、新横田基地公害訴訟3次提訴
8	空母キティホークが、空母インディペンデンスに代わり米海軍横須賀基地に配備
11. 4. 23	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の返還を歓迎し軍民併用に反対する要望書を提出
6. 2	都知事が基地及び基地周辺を視察、5市1町協議会臨時会を開催
6. 3	武蔵村山市長は、都に対し、横田基地の共用化に当たり騒音等環境問題への配慮、基地周辺の整備等を求める要望書を提出
6. 23	昭島市長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用に反対する要望書を提出
6. 28	都は、返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
10. 27	都は、返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請。民間航空機が就航した場合を想定した「横田基地に関する調査・概況調査報告書」を発表
11. 24	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の共用化推進に反対する要望書を提出
25	「横田基地の民間利用を考える会」（第1回）を開催 昭島市長は、都に対し、「横田基地の民間利用を考える会」の発足は軍民共同利用を推進するものであるとして、遺憾の意を表明する要望書を提出
12. 2	立川市長は、都に対し、横田基地の軍民共用化推進は容認できないとして、要望書を提出
12. 5. 17	「横田基地の民間利用を考える会」（第2回）を開催
8. 24	住民は、新横田基地訴訟4次提訴

10. 6	「横田基地の民間利用を考える会」(第3回)を開催
30	多摩地区の7商工会議所及び23商工会が「第3回多摩経済サミット」を開催し、横田基地の共同利用等に関する共同宣言を採択
11. 1	東京都商工会連合会は、都に対し、横田飛行場の民間航空利用の早期実現を求める要望書を提出
8	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、基地問題の解決のために、新たに基地の整理・縮小・返還も含めた対策を求めていることで合意(22日から要請実施)
13. 1. 29	昭島市長は、都に対し、横田基地の民間空港利用に反対する要請書を提出
	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の軍民共用化に反対する陳情書を提出
3	滑走路改修工事開始
3. 29	都議会は、横田空域の返還を求める意見書を可決
6. 25	都は、横田空域及び管制業務の返還を初めて国に要請
8	東京都町村会及び町村議会議長会は、「平成14年度東京都予算編成に対する要望事項」を提出し、横田基地の軍民共用化を推進しないよう要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(1回目)
11. 12	都内中小企業6団体が「中小企業再生フォーラム」を開催し、横田基地の民間利用促進等を求める決議を採択
12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
14. 1. 23	「横田基地の民間利用を考える会」(第4回)を開催
4. 12	新横田基地騒音公害訴訟第1次上告審判決(対米国政府分)
5. 30	新横田基地騒音公害訴訟第1～3次第一審判決(対日本政府分)
5. 30	新横田基地騒音公害訴訟第2・3次第一審判決(対米国政府分)
6	滑走路改修工事終了
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(2回目)
10.	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、訪米し、米国政府要人等と会談
15. 5. 13	第4次横田基地騒音公害訴訟第一審判決
5. 23	日米首脳会談で、軍民共用化について検討することで合意
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(3回目)、周辺5市1町参加
9	C-9ナイチンゲールが退役。それに伴い、C-9が所属する第374運用群・第374航空医療搬送中隊が解散
11	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、ハワイで米太平洋軍司令官と会談
12. 17	政府関係省庁と都は、軍民共用化について実務レベルで協議する「連絡会」を設置
16. 5. 17	瑞穂町長及び町議会議長は、都に対し、米軍横田基地の軍民共用化に反対する抗議文を提出
5. 20	昭島市長及び昭島市議会議長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用に反対する要請書を提出
5. 28	関東地方知事会は、「横田飛行場の民間航空利用等の早期実現」(横田空域と管制業務の返還を含む。)を国に要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(4回目)、周辺5市1町参加
9. 30	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の軍民共用化に関する情報提供について要請文を提出
12	首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する要望」の中で、横田基地の民間航空利用の早期実現を要望(以降、令和7年度まで毎年度要望)
17. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(5回目)、周辺5市1町参加
9. 30	財団法人統計研究会の主催で「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」を開催

10. 20	横田飛行場に係る第一種区域等の指定及び指定解除が告示
11	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、渡米し、米国防副次官補と会談
11. 28	多摩地域商工会・商工会議所 26 団体が「横田基地軍民共用化推進協議会」を設立
11. 30	新横田基地騒音公害訴訟第 1～3 次控訴審判決(対日本政府分)
18. 5. 1	日米両政府において「再編実施のための日米のロードマップ」が出され、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田飛行場への移転、横田空域の一部返還、軍民共同使用の具体定な条件や態様に関する検討、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討の実施が明記された。
5. 17	地元青年会議所の主催で「未来へ TAKE OFF!」～横田から東京が変わる～を開催
5	都が首都大学東京と連携し「軍民共用具体化検討委員会」設置
5. 25	JAL と ANA が国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
7. 7	昭島市長、昭島市議会議長及び基地対策特別委員長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用について要請書を提出
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（6 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 28	横田空域の一部について、横田ラプコンが必要としないとき、従来と比較して 2,000 フィート低い高度で横田空域を通過する運用を開始
10. 12	日米両政府において軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する実務的な検討組織であるスタディグループが立ち上がった。
10. 27	横田空域のうち、日本側に返還される空域について日米合同委員会で承認され、日米両政府で合意
19. 1. 5	米軍第 13 空軍の第 1 分遣隊が設置
5. 18	教育訓練及び調査研究を目的として、横田ラプコン施設へ自衛隊管制官が配置
5. 30	八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
6. 8	八都県市首脳会議において横田飛行場の民間航空利用や横田空域及び管制業務の全面返還の早期実現に向けた要望書を内閣総理大臣及び関係大臣に提出
6. 12	昭島市長は、八都県市首脳会議及び都に対し、横田基地の軍民共同使用について要請書を提出
6. 13	瑞穂町長は、八都県市首脳会議及び都に対し、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現についての要望書の提出に対する抗議を提出
6. 21	国土交通省の交通政策審議会航空分科会が、共用化に向けた取組を積極的に推進する必要があると答申
7. 12	日米合同委員会において、自衛隊航空総隊司令部庁舎施設等の用地として約20,000㎡を共同使用することが合意された。
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（7 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 8	総理大臣が米大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
10. 19	都知事が軍民共用化の早期実現について駐日米国大使に協力を要請
11. 2	国連軍後方司令部がキャンプ座間から横田飛行場へ移転
11. 8	外務大臣が米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
20. 3. 27	「横田基地軍民共用化推進セミナー」の開催
7	第 4 次横田基地騒音公害訴訟第二審判決
8. 31	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（8 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 25	横田空域の一部返還が実現
	原子力空母ジョージ・ワシントンが、空母キティホークに代わり米海軍横須賀基地に配備
10. 29	関東地方知事会において米新政権下における横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域及び管制業務の全面返還を国に要望することを決議

11. 12	八都県市首脳会議において米新政権下における横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域及び管制業務の全面返還を国に要望することを決議
21. 2. 10	日米合同委員会において、一部土地（483 ㎡）を道路用地として瑞穂町と共同使用することを合意
21. 4	第4次横田基地騒音公害訴訟上告棄却
8. 30	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（9回目）、周辺5市1町参加
11. 18	八都県市首脳会議が横田基地の軍民共用化や横田空域及び管制業務の早期全面返還を重点取組の一つとする「日本再生の成長エンジンである首都圏の権能強化」を国に要望することを決議
22. 8. 3	首都圏連合フォーラムが、横田空域の返還及び横田基地の軍民共用化に向けた重点的な取組を含めた「首都圏の社会資本整備に関する提言」を国に提出
8. 29	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（10回目）、周辺5市1町参加
11. 15	九都県市首脳会議が横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域の早期返還の実現を含めた「首都圏の航空政策に関する提言」を国に提出することを決議
11. 18	横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
11. 25	九都県市首脳会議が、横田基地の軍民共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
12. 17	「横田基地軍民共用化推進セミナー」の開催
23. 3. 11	東日本大震災発生 米軍が「トモダチ作戦」を展開（横田基地に作戦司令部が設置される）
10. 29	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（11回目）、周辺5市1町参加
24. 3. 26	航空自衛隊航空総隊司令部が横田基地へ移転し、運用開始
4. 13	都知事が米国務次官補に、共用化の早期実現を要請
4. 30	日米首脳会談で総理大臣から米大統領に、共用化の検討を要請
7. 17	共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（12回目）、周辺5市1町参加
10. 23	関東地方知事会が、横田基地の軍民共用化や横田空域及び管制業務の早期全面返還に向けて重点的に取り組むよう国に提言することを決議
12. 12	第9次横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
25. 3. 26	第2次新横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
7. 31	横田基地公害訴訟提訴（第2次新横田 第2陣）
10. 11	瑞穂町は、道路として一部土地（483 ㎡）の共同使用を開始
10. 24	関東地方知事会が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援に係る国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
11. 23	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（13回目）
11. 12	九都県市首脳会議が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援に係る国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
26. 7	国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
8. 30	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（14回目）、周辺5市1町参加
10. 22	関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化及び横田空域返還の早期実現の要望を決議
27. 2. 2	多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
5. 12	米国防省は2017年後半から2021年までにC V-22 オスプレイ計10機を横田基地に配備する計画を発表

8. 6	都と横田基地第 374 空輸航空団は、日米合同委員会合意に基づく災害準備時基地立入りに係る協定を締結
10. 15	国は、米側から提供を受けた「C V-22 の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表
10. 21	関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用など、将来を見据えた首都圏空港の機能の更なる強化に向けた検討促進や、横田空域の返還の早期実現の要望を決議
28. 4. 14	熊本地震発生 在日米軍が災害救援活動を実施（横田基地第 374 空輸航空団が航空機を派遣）
5. 12	関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用など、将来を見据えた首都圏空港の機能の更なる強化に向けた検討促進や、横田空域の返還の早期実現の要望を決議
9. 4	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（15 回目）、周辺 5 市 1 町参加
29. 3. 14	米国防省は C V-22 オスプレイの配備を 2020 米会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）に延期することを発表
5. 1	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開（平成 29 年 10 月まで）
9. 3	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（16 回目）
10. 11	第 2 次新横田基地公害訴訟第一審判決
30. 4. 3	在日米軍が C V-22 オスプレイの横田飛行場配備について発表
10. 1	5 機の C V-22 オスプレイが横田飛行場に配備
11. 30	第 9 次横田基地公害訴訟第一審判決
31. 1. 28	「国と東京都の実務者協議会」において、東京 2020 大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
1. 29	羽田空港の新飛行経路運用のため、横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と基本合意
令 1. 6. 6	第 2 次新横田基地公害訴訟第二審判決
8. 5	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（令和元年 10 月 2 日に帰投）
10. 15	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 1. 23	第 9 次横田基地公害訴訟第二審判決
5. 30 頃	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 2 年 10 月まで）
9. 14	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 12. 9	第 2 次新横田基地公害訴訟上告棄却
3. 1. 27	第 9 次横田基地公害訴訟上告棄却
3. 5 月下旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 3 年 10 月まで）
3. 7. 6	横田基地に C V-22 オスプレイ 1 機が到着
3. 7. 20	7 月 6 日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして C V-22 オスプレイ 1 機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は公表
4. 3. 18	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出（以降、令和 7 年度まで毎年度提出）
4. 5 月中旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 4 年 10 月まで）
4. 6. 20	第 3 次新横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
7. 25	「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について協議することを合意

5. 5 月中旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始
6. 10. 4	令和 6 年 8 月 30 日、横田基地の消火訓練エリアから、(PFOS 等を含む) 泡消火薬剤の残留が含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの通知
6. 12. 4	横田飛行場に在日米宇宙軍が新編
7. 5. 14	横田飛行場における PFOS 等を含む貯水池の残水の処理に関し、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取
7. 6. 7	横田基地に C V-22 オスプレイ 1 機が到着
7. 9. 5	UH-1N ヒューイが退役
7. 10. 28	令和 7 年 6 月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和 5 年 11 月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属の C V-22 オスプレイ 1 機の代わりとして配備されたなどとの説明があったと、国は公表

IV 多摩サービス補助施設(Tama Service Annex)

(令和8.1.1現在)

所在地	多摩市 稲城市
土地面積	1,948,345㎡(国有)
施設内容	施設番号
	管理部隊
	使用部隊
	用途
	共同使用
	FAC3019
	米空軍第374空輸航空団
	各軍
	レクリエーション施設(ゴルフ場、キャンプ場等)
	東京都、JR東日本(株)

1 基地の沿革

当施設は、昭和13年に旧陸軍造兵^{しょうへい}廠^{しょう}火工^{しょう}廠板橋製造所多摩分工場として開所され、昭和21年に米軍が接收し、弾薬庫として使用したことから、長らく「多摩弾薬庫」の名で呼ばれた。

米軍は、昭和42年以降、弾薬の製造を中止し、昭島住宅地区(44年返還)のゴルフ場を移設するなど、レクリエーション施設としての整備を進めた。

昭和44年9月、町立稲城中央病院の敷地として約12,000㎡が返還され、昭和48年12月、公園用地として施設東側の約556㎡が返還された。

昭和52年10月には、「多摩サービス補助施設」と名称を変更し、今日に至っている。

平成7年9月には、日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用(約4,200㎡)することが合意された。

さらに、施設の北側を通る東京都道41号稲城日野線(通称「川崎街道」)の拡幅整備(昭和39年都市計画決定)に伴い必要となる基地内の約23,000㎡の用地取得について、平成2年以降各方面と折衝を続け、平成10年2月に開催された日米合同委員会において返還が承認され、平成12年12月に返還された。

平成18年7月には、返還までの間、稲城市が緑地公園として一部共同使用(約4,700㎡)することが日米合同委員会で合意された。

平成29年8月31日には、稲城市が公園とし

て共同使用していた土地が一部返還された。

(約8,800㎡)

2 基地をめぐる動き

都は、稲城・多摩両市と数次にわたり協議し、多摩丘陵に連なる自然環境を保全しながら、スポーツ、ピクニック、キャンプ場として利用する計画(多摩弾薬庫の跡地利用基本構想)を作成し、昭和47年4月、国の関係機関に対し、早期返還と跡地利用について要請した。また、50年代には、昭和天皇在位50周年記念公園にするよう地元市から要請が行われた。

平成3年1月には、東京都多摩振興構想懇談会において、21世紀の多摩地域のシンボル施設として、科学・芸術・教育等の諸文化が交流できる総合的文化都市公園等とするなど、その利用について関係機関と協議を進めていく必要があると答申されている。

平成11年6月、都は、国に対し、都内米軍基地の整理・縮小・返還を求めるとともに、返還までの対策として横田飛行場及び当施設の共同使用を要請した。また、10月には、当施設について、広く都民開放すべく直ちに返還されるよう、改めて国に要請した。以来、国に対し、継続して即時返還を働きかけている。

〔多摩弾薬庫の跡地利用基本構想〕

① 基本的な考え方

自然的条件を最大限に活用し、全都民の利用を対象とした総合的な大森林公園とする。

② 基本構想

- ・ 自然的環境を保全し、自然の中でスポーツ、ピクニック、キャンプ等屋外レクリエーションが楽しめるようにする。
- ・ 西側の多摩丘陵地に連なる緑のネットワークの重要な拠点として、その保全を図る。
- ・ 多摩川から多摩ニュータウンを経て明治の森高尾国定公園に至るサイクリングロードの基地とする。

③ 土地利用計画

- ・ ゴルフ場地区

起伏ある芝生地を有効に利用し、ピクニック・運動施設のほか、中央管理サービス施設を設ける。

ア ゴルフコース区域

ピクニック広場、運動施設、管理サービス施設等

イ 樹林区域

展望施設、宿泊施設(国民宿舎など)等

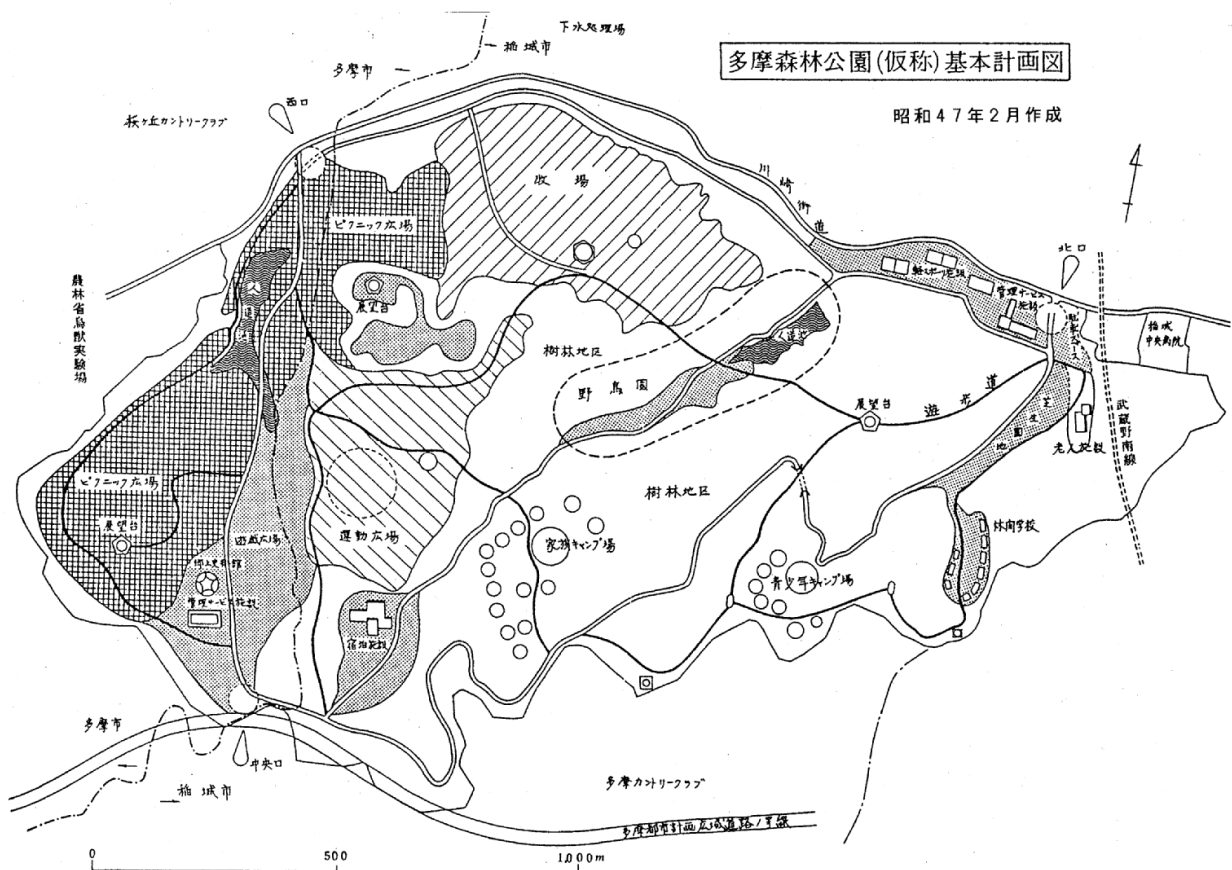
・ キャンプ場地区

ア 平坦地区

合宿施設(林間学校など)、軽運動施設、管理サービス施設等

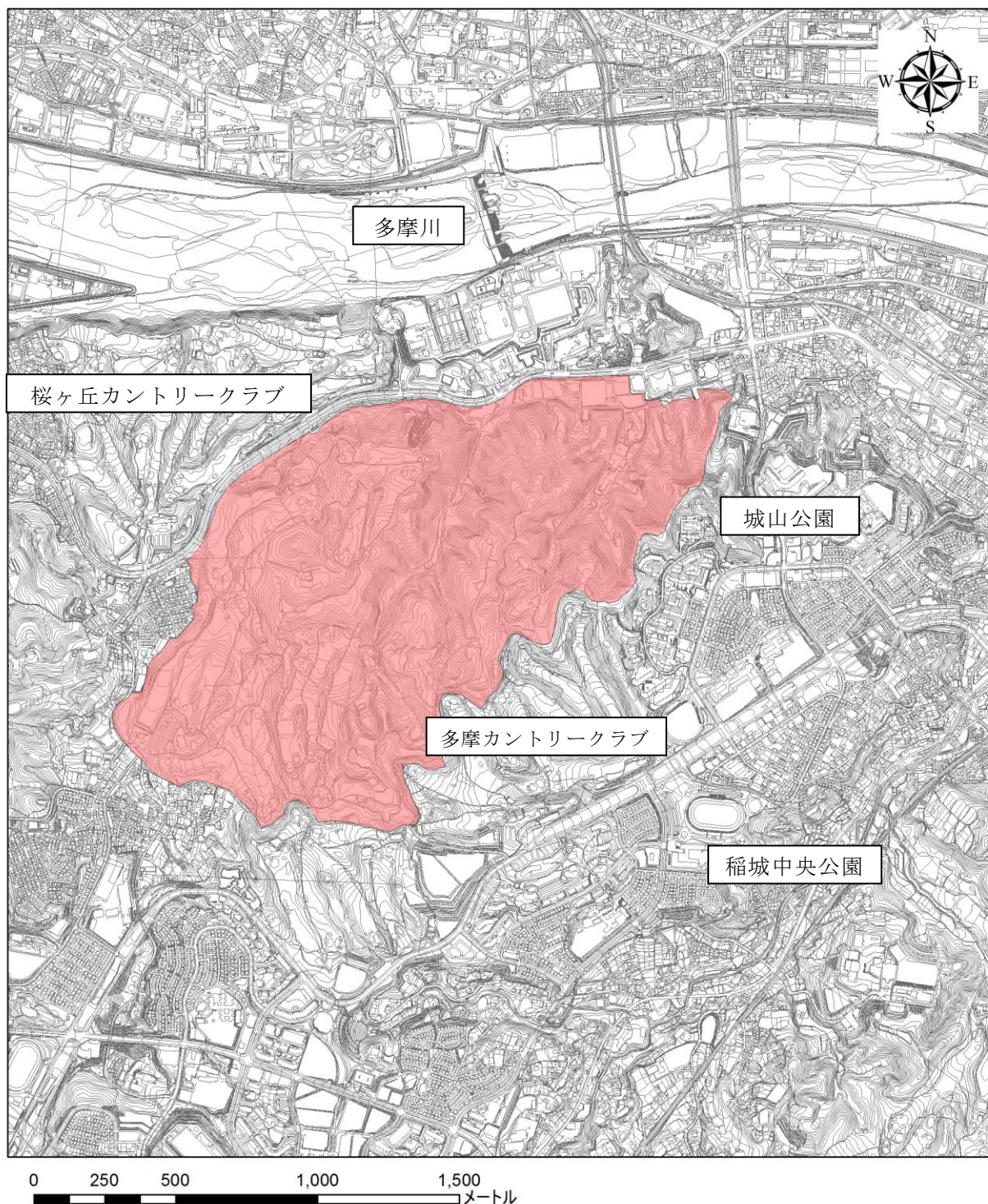
イ 樹林地区

キャンプ場、野鳥園、自然探勝路等



多摩弾薬庫の跡地利用基本構想

多摩サービス補助施設位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1 : 2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭13. 11. 1	旧陸軍造兵 ^{しょう} 廠 ^{しょう} 火工 ^{しょう} 廠 ^{しょう} 板橋製造所多摩分工場として開所
21. 11	米軍が接收し、空軍の弾薬庫として使用
40. 12. 28	当施設区域を除き、多摩ニュータウン計画を決定告示（建設省）
44. 8. 14	日米合同委員会において、武蔵野南線用地として一部共同使用を合意
9. 12	町立稲城中央病院敷地として一部返還（約12,000㎡）
9	昭島住宅地区のゴルフ場を移設
46. 7. 28	都及び多摩、稲城両町は、跡地利用計画の連絡会議を開催
47. 2. 24	都は、多摩弾薬庫跡地利用の基本構想を決定
4. 20	都は、国の関係機関に多摩弾薬庫の返還促進と跡地利用の要請書を提出
48. 4. 25	都は、重ねて国の関係機関に返還の促進を要請
12. 14	基地東側の一部（稲城市公園拡張用地）を返還（約556㎡）
49. 10. 11	稲城市議会は、国の総合グラウンド用地として弾薬庫跡地の一部開放を要望
50. 6. 23	多摩市議会は、多摩弾薬庫対策特別委員会を設置
10. 5	稲城市議会は、基地跡地三分割有償払下げ方針に反対する意見書を国に提出
51. 11. 9	多摩市長は、国の関係機関に天皇在位50年記念公園の建設を陳情
52. 1. 25	稲城市議会と多摩市議会は、国の関係機関に記念公園誘致の要望書を提出
10. 6	「多摩サービス補助施設」と名称変更
54. 4. 12	南多摩ニュータウン協議会（関係5市）は、国の関係機関に基地の早期返還と公園建設の事業化に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
8. 29	多摩市議会と稲城市議会は、国の関係機関に昭和記念公園建設促進に関する要望書を提出
54. 11. 8	日米合同委員会において、三沢川と多摩川を結ぶ地下分水路用地として一部共同使用を合意（約5,100㎡）
55. 3. 7	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
4. 8	都知事が、多摩ニュータウン視察の途中、基地のゴルフ場部分を視察
56. 10. 2	稲城市議会は、返還請願を全会一致で採択し、国の関係機関へ早期返還に関する意見書を提出
11. 12	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
平 3. 7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を要請
10. 1	稲城市議会は、都知事宛て早期返還に関する意見書を提出
7. 9. 21	日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用（約4,200㎡）することを合意
8. 5. 27	都知事が、横田飛行場と合わせて、当施設の川崎街道拡幅予定地域を視察
9. 3. 12	都は、川崎街道の拡幅に必要な用地23,262㎡に関する返還申請を、大蔵大臣及び東京防衛施設局長宛て提出
10. 2. 26	日米合同委員会において、川崎街道の拡幅に必要な用地の返還を合意
11. 6. 16	都は、返還までの対策として、横田飛行場及び多摩サービス補助施設の共同使用を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と、多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
9. 17	都知事が当施設を視察
10. 15	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう必要な措置を執ることを要請。以降、現在まで、半年に一度、同内容を要請
12. 16	南多摩ニュータウン協議会は、都知事に対し、多摩サービス補助施設の早期返還・公園整備と、返還までの当面の対応として共同使用の推進に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
12. 12. 21	川崎街道拡幅用地として一部返還（約23,000㎡）
13. 12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
18. 7. 14	日米合同委員会において、稲城市が緑地公園として、一部共同使用（約4,700㎡）することを合意
29. 8. 31	稲城市との共同使用地について一部返還（約8,800㎡）

V 大和田通信所 (Owada Communication Site)

(令和8.1.1現在)

所在地		清瀬市（埼玉県新座市）
土地面積		東京都分247,227㎡(民有172,640㎡、公有82㎡、国有74,504㎡) 全区域1,199,442㎡(民有711,043㎡、公有45,230㎡、国有443,170㎡)
施設内容	施設番号	FAC3056
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	米空軍第374通信中隊
	用途	通信（通信施設）
	共同使用	清瀬市、新座市、東京電力パワーグリッド(株)、 NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ

1 基地の沿革

当施設は、昭和15年、旧海軍気象通信所として開設された。昭和25年に米軍が接收し、現在、米空軍第374通信中隊が受信施設として使用している。清瀬市と埼玉県新座市にまたがる施設である。

当施設の区域は大部分が民有地であり、国が土地所有者と賃貸借契約を結び米軍に提供して

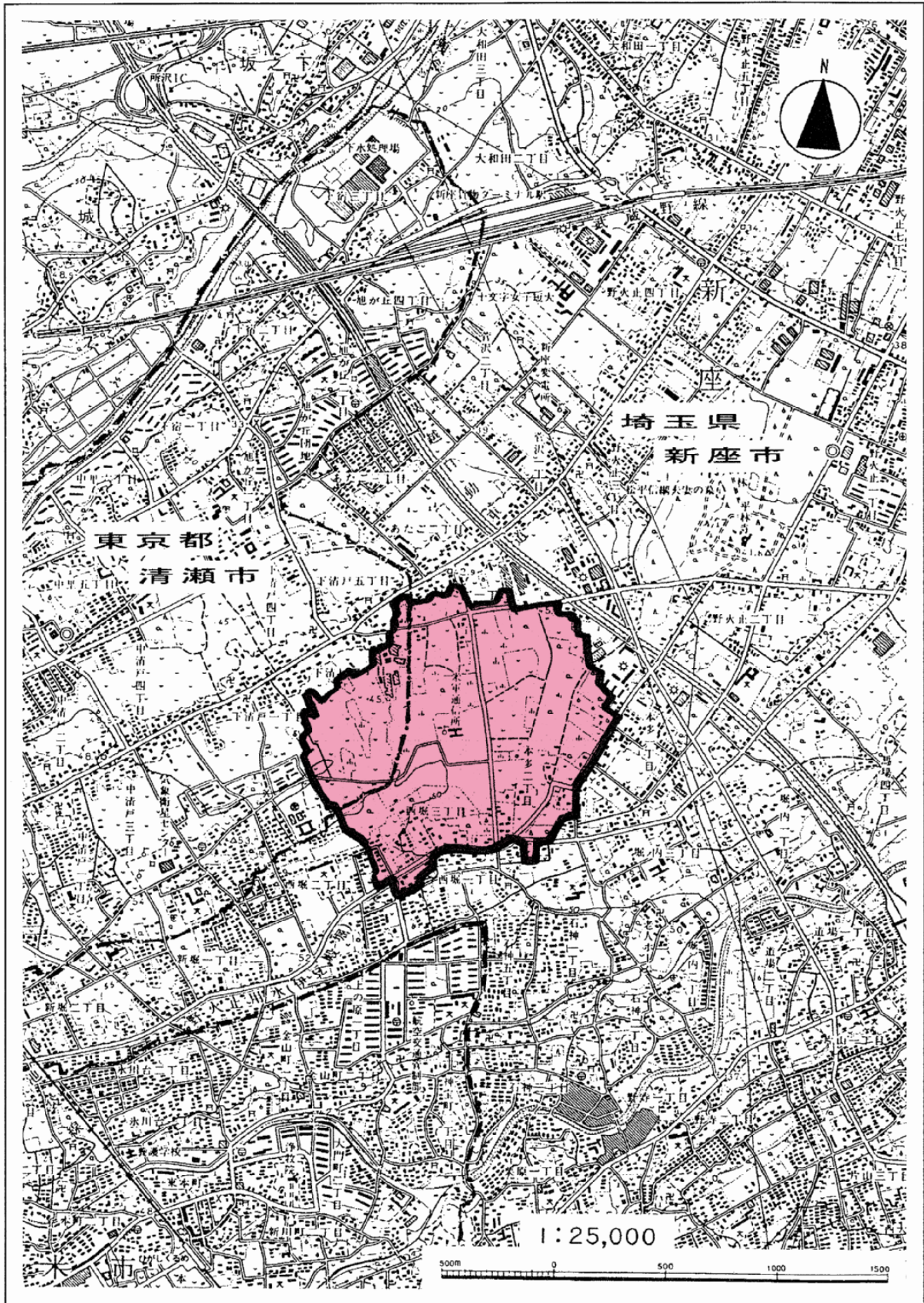
いる。現在、無線操作局舎のほか、HT0/LT0 アンテナ等がある。

区域内では、専用地区を除き地元住民による農耕等も行われており、道路の通行等も自由である。

《 経 緯 》

昭15	旧海軍気象通信所として設置
20	大蔵省が引継ぎを受けた後、気象庁に所管換
25	米陸軍が接收
35	米空軍の管理に移行
55	アンテナ18基（72本）を撤去
56. 6. 30	ヘリポートを設置
58. 11. 30	日米合同委員会において、アンテナ建設用地約43,800k㎡（5か所）の使用条件変更（専用地区）が合意され、アンテナ工事が実施される
平 3. 12. 25	清瀬市議会が、都知事あて横田基地及び大和田通信所の撤去を求める意見書提出
12. 4.	ロンビックアンテナを撤去
14. 9.	通信鉄塔及びパラボラアンテナを撤去
19. 6.	LPアンテナを撤去
25. 7.	経年劣化のため、HT0/LT0アンテナ1基を撤去
9.	HT0/LT0アンテナ1基を新設
11.	HT0/LT0アンテナ2基を新設

大和田通信所位置図



VI 硫黄島通信所(Iwo Jima Communication Site)

(令和8.1.1現在)

所 在 地		小笠原村
土 地 面 積		6, 630, 061㎡（民有2, 244, 426㎡、公有57, 408㎡、 国有4, 328, 228㎡）
施設内容	施 設 番 号	FAC3181
	管 理 部 隊	米海軍厚木航空施設
	使 用 部 隊	米海軍第5空母航空団ほか
	用 途	通信（訓練施設）
	共 同 使 用	自衛隊、国立研究開発法人防災科学技術研究所

※土地面積には、地位協定第2条4項(b)に基づく共同面積を含む。

1 基地の沿革

当施設は、昭和43年6月小笠原諸島の日本復帰に伴い引き続き提供されたもので、付近を航行する船舶及び航空機が位置を確認するための電波を発信するロラン*局として、平成5年10月まで在日米軍沿岸警備隊極東支部が使用していた。その後、海上保安庁が航空の安全確保業務を行っていたが、平成6年10月、その業務を終了して引き揚げ、通信所としての通信鉄塔及び通信施設は平成6年に撤去された。

現在、米軍区域・施設としての硫黄島通信所には、FCLP（米空母艦載機着陸訓練）を行うための訓練施設のほか、いくつかの施設が現存し、訓練施設は、通信機能を備えている。

なお、米軍は、常駐していないが、同島に駐屯している海上自衛隊の揚陸場、滑走路等を自衛隊と共同使用している。

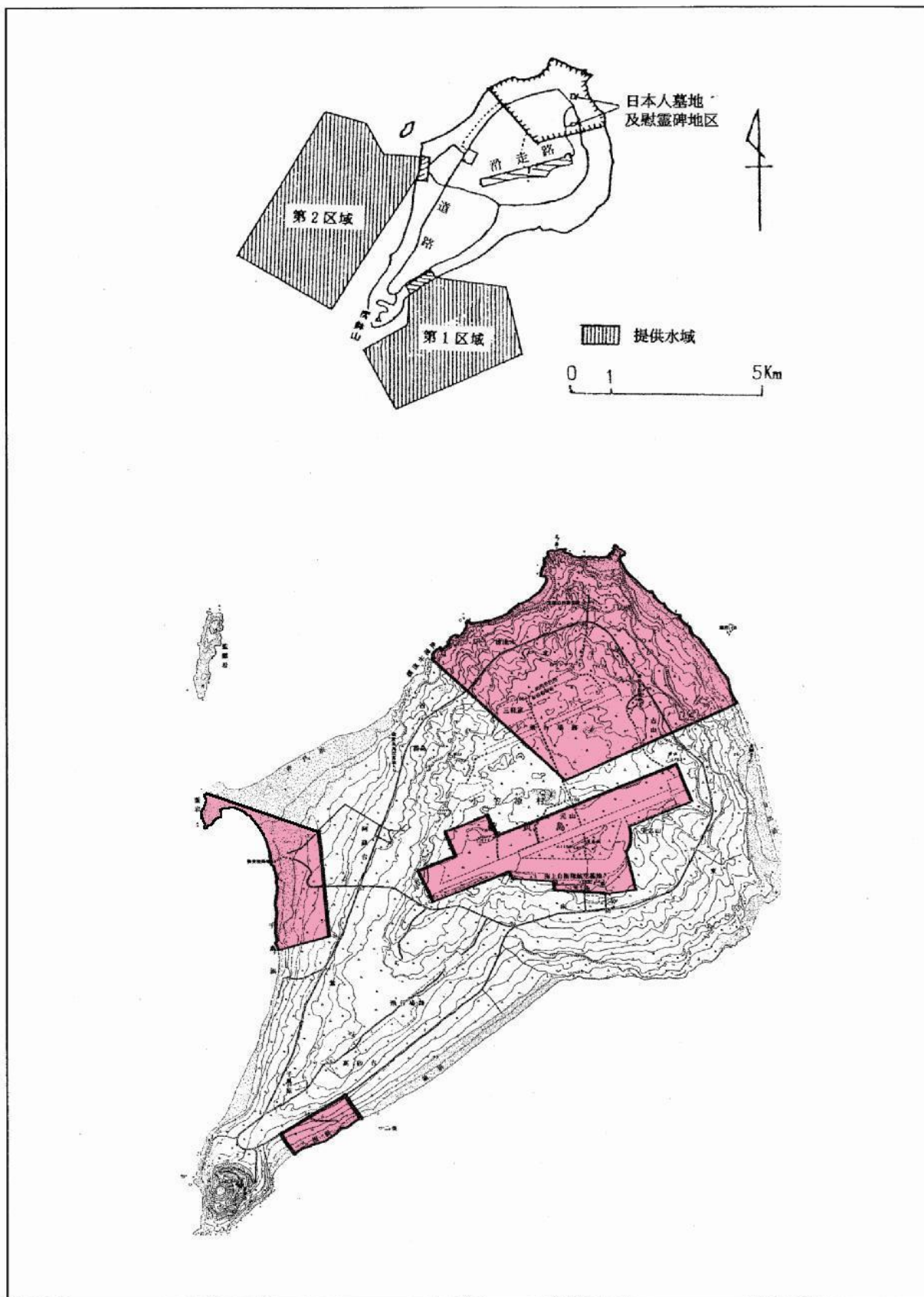
平成18年5月、在日米軍に係る「再編実施のための日米のロードマップ」において、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設を平成21年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することが明記された。平成23年6月には、日米安全保障協議委員会共同文書の中で、馬毛島（鹿児島県西之表市）が恒常的訓練施設の候補地として選定され、令和元年12月以降、防衛省は、鹿児島

県西之表市馬毛島の大部分の土地を取得し、整備に向け、地元である鹿児島県、西之表市、中種子町及び南種子町への説明を積み重ねている。令和3年2月、馬毛島における自衛隊施設整備の環境アセスメント手続きを開始した。令和5年1月には、西之表市長、中種子町長及び南種子町長などからの意見も踏まえた鹿児島県知事の意見にも沿ったかたちで作成した環境影響評価書を公告し、馬毛島島内での工事を開始した。

令和6年9月、国は、馬毛島の自衛隊施設の完成時期について、令和12年3月末の完成見込みとなったことを公表した。

* ロラン：LORAN（Long Range Navigation）電波航法の一つ。

硫黄島通信所位置図



《 経 緯 》

昭43. 6. 26	小笠原諸島の日本復帰に伴い既存の施設を提供
60. 11. 18	水陸両用訓練水域として約74k㎡の範囲が土地建物とは別に追加提供
平元. 1. 18	NLP*（米空母艦載機夜間着陸訓練）の暫定施設としての硫黄島使用を日米間で基本的了解
2. 3. 12	小笠原村議会が、夜間訓練の暫定利用実施の受入れを議決
3. 6. 25	航空機の飛行支援施設等用地として、国有地約8,100㎡、民公有地約4,100㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、国有地約638,000㎡、民公有地約296,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 5	硫黄島でNLP*を初めて実施
4. 10. 30	航空機の飛行支援施設等として、民有地約3,700㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
5. 1. 29	航空機の飛行支援施設等として、国有地約4,300㎡、民公有地約8,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、民公有地約15,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 7. 26	貯油施設等用地として、国有地約3,300㎡、民公有地約1,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
10. 2. 3	宿舍施設の用地として、国有地約370㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
14. 2. 4	NLP*は引き続き、NLP*暫定施設である硫黄島でできる限り実施することを日米政府了解
16. 12. 3	厚生労働省の硫黄島戦没者の碑（天山）区域の拡張整備用地として、民公有地約7,800㎡を地位協定第2条第1項（a）により共同使用することを閣議決定
18. 5. 1	日米安全保障協議委員会（2+2）において「再編実施のための日米のロードマップ」（資料23）が示され、恒常的な空母艦載機離発着訓練（FCLP*）施設について検討を行うための二国間の枠組みを設けることに合意
19. 10. 30	下水道施設用地として、民有地約230㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
20. 9. 30	通信所の使用目的を「航空機の飛行支援施設等として提供する」から「航空機の訓練支援施設等として提供する」に変更することを閣議決定
26. 8. 29	防衛省のアンテナ施設用地として、国有地約90,000㎡、民公有地約14,000㎡を地位協定第2条第1項（a）により共同使用することを閣議決定
30. 3. 30	民有地約630㎡を一部返還

*現在では米空母艦載機によって行われる着陸訓練を「空母艦載機着陸訓練：FCLP(Field Carrier Landing Practice)」と言い、中でも夜間に行われる訓練を「夜間着陸訓練：NLP (Night Landing Practice)」と言う。

VII ニューサンノー米軍センター(New Sanno U. S. Forces Center)

所在地		港区
土地面積		7,243m ² (民有)
施設内容	施設番号	FAC3185
	管理部隊	在日米海軍横須賀基地
	使用部隊	各軍
	用途	その他(宿泊施設)
	建物	地上7階 地下1階
共同使用		港区

1 基地の沿革

当施設は、私有地に山王ホテル士官宿舎(昭和21年9月米軍が接收)の代替施設として建設され、提供されたものであり、現在は会議及び宿泊施設として使用されている。

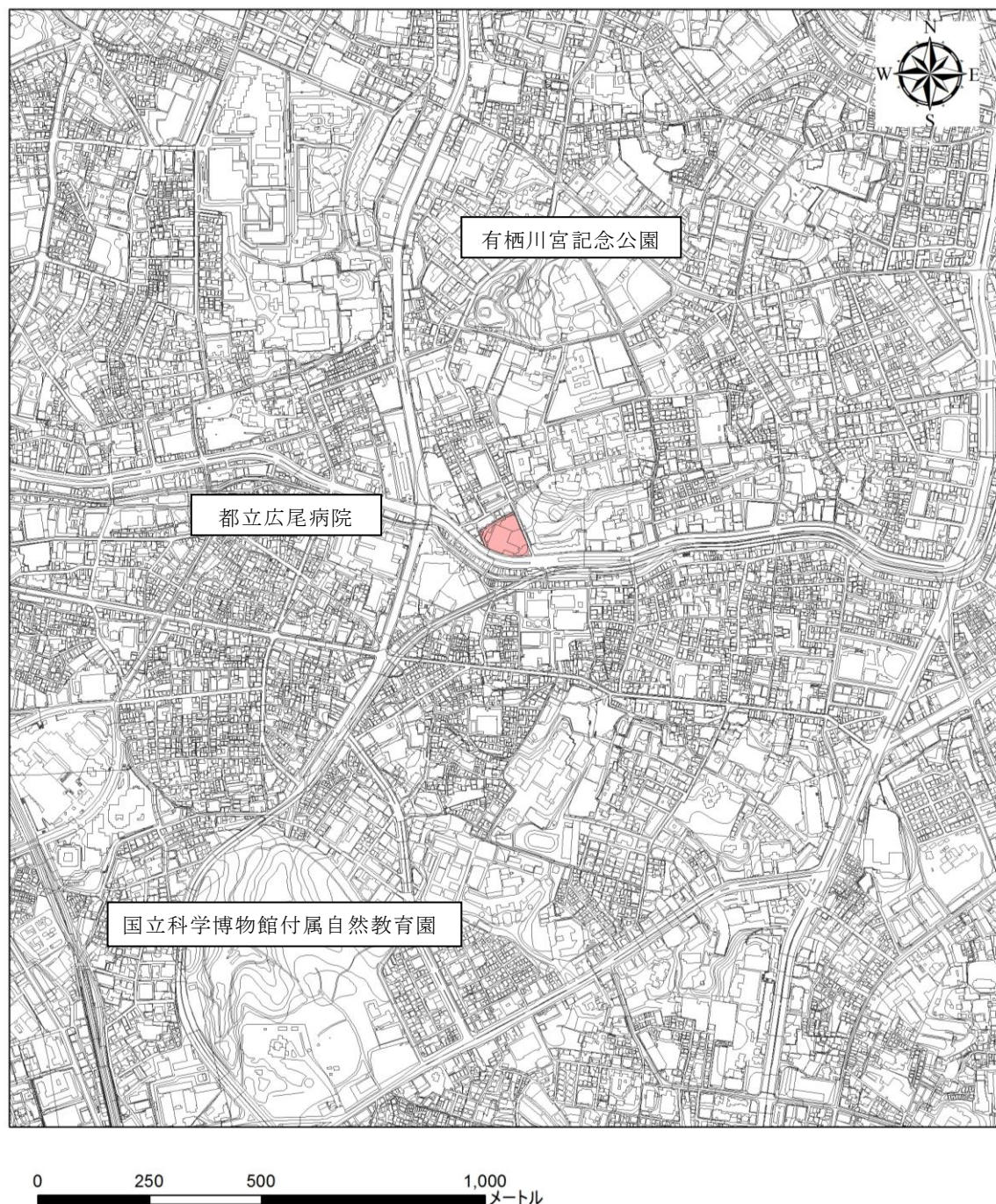
2 基地をめぐる動き

昭和58年11月、センターの健全な運営を図ることを目的として、国の関係機関、ニューサンノー米軍センターの代表、及び地域代表として地元町内会等をメンバーとする「ニューサンノー米軍センター地域連絡協議会」が設置され、定期的に会合が開催され、米軍と地域住民との交流等について情報交換が行われている。

《 経 緯 》

昭 56. 6.	建築着工
58. 6.	完成
7. 1	提供について閣議決定
14	政府間協定
16	提供
11. 8	ニューサンノー米軍センター地域連絡協議会が設置される。
平 24. 3. 8	日米合同委員会において、一部土地(約110m ²)を道路用地として港区と共同使用することを合意
25. 1. 24	港区は、道路として一部土地(約110m ²)の共同使用を開始

ニューサンノー米軍センター位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

VII 羽田郵便管理事務所 (Haneda Air Mail Control Activity Office)

(令和8.1.1現在)

所在地		大田区
土地面積		建物のみ
施設内容	施設番号	FAC3191
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	太平洋空軍
	用途	事務所

1 基地の沿革

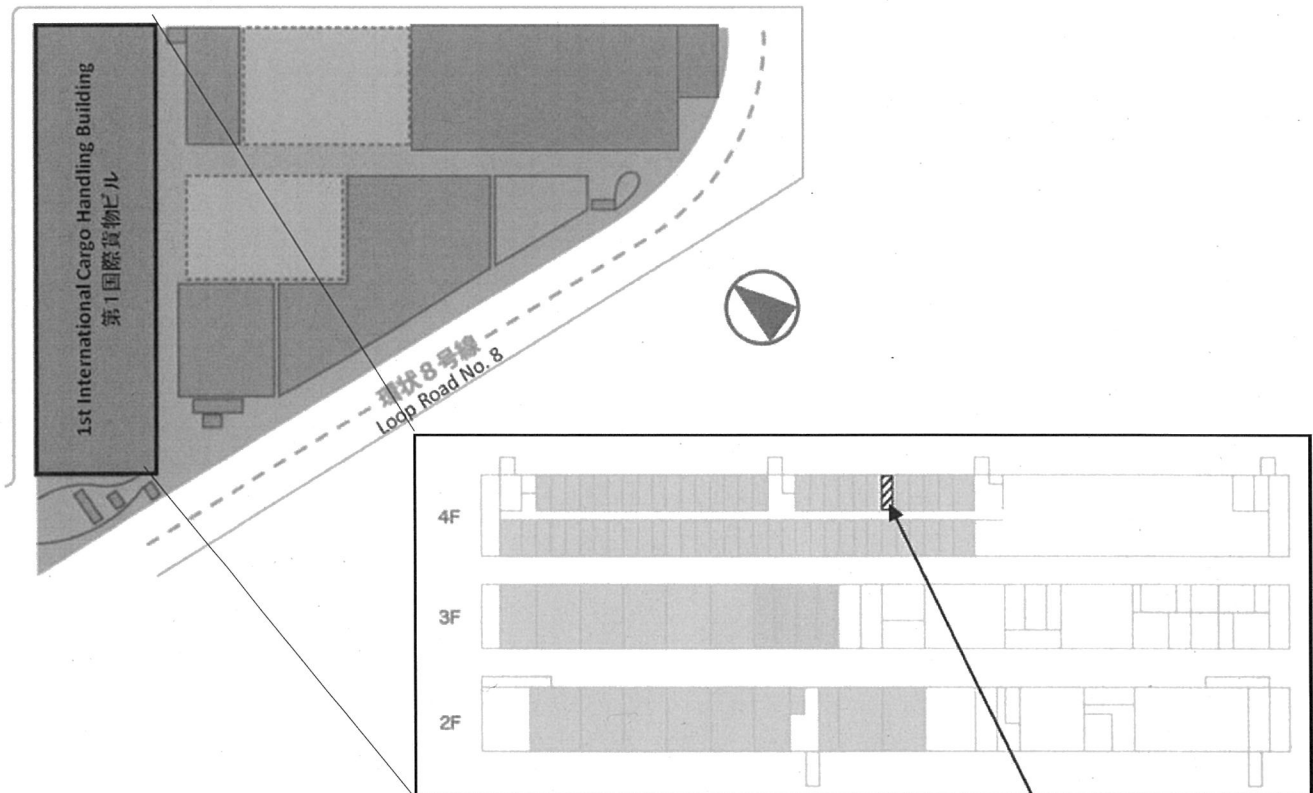
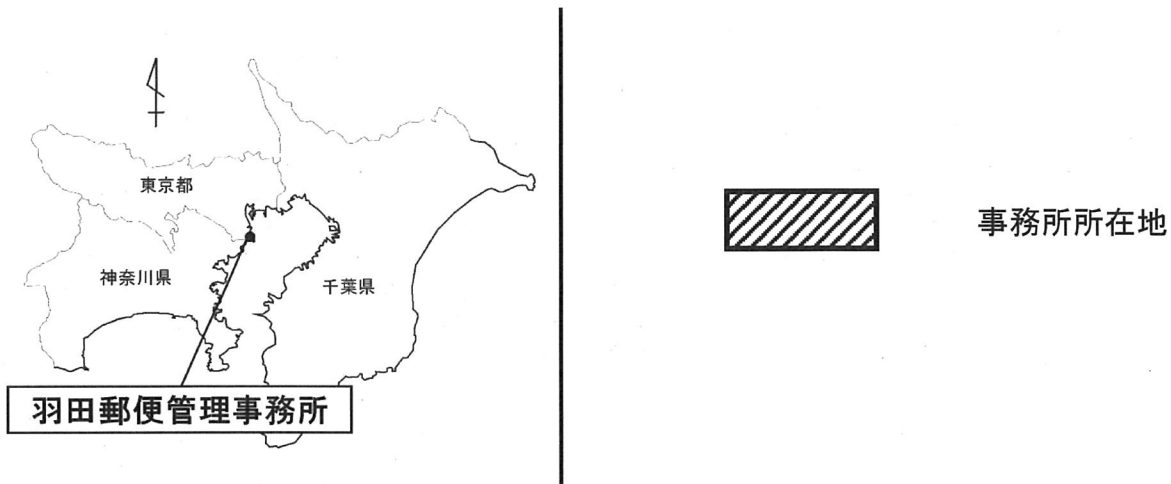
当施設は、令和2年から、羽田空港に到着する米軍郵便物の管理・連絡調整業務を行うため、東京エアカーゴターミナル株式会社が所有する建物の一部を日米地位協定第2条第4項(b)に基づき米軍が限定使用している施設である。

羽田空港への国際便の増加により、国外から同空港への米軍航空郵便物の輸送量が増加したことを受け、設けられた。

《 経 緯 》

令 2.7.10	民間ビルの建物の一部を羽田郵便管理事務所として日米地位協定第2条第4項(b)に基づき使用することについて日米合同委員会で承認
----------	--

羽田郵便管理事務所位置図



羽田郵便管理事務所

